

民生福祉常任委員会審査日程

日 時 令和2年6月16日(火)
本会議終了後
場 所 第2委員会室

～審査内容～

- 1 議案第75号 山陽小野田市児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定
について（子育て）

——— 分科会終了後 ———

- 2 閉会中の継続調査事項について

議案第75号 山陽小野田市児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について

1. 改正理由

- (1) 児童クラブについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月16日から4月30日まで利用自粛を要請し、5月1日から5月24日までは原則臨時休所とした。この間の保育料については、利用した日数に応じ日割により計算するための改正を行うもの。
- (2) 8月分の保育料については、1月の間夏季休業期間中であり、保育時間も長時間であるため加算分を徴収しているが、今年度は夏季休業期間中に授業日を設定することから、児童クラブの保育時間が短縮されるため今年度に限り、加算分を徴収しないよう改正を行うもの。

2. 改正内容

- (1) 日割計算が行える場合の追加（第6条第2項）
 - ・「その他市長が特別の理由により必要があると認める場合」を追加

特別の理由とは・・・

災害その他緊急やむを得ない場合
- (2) 今年度に限り8月の保育料加算分を徴収しないこととする。（附則第4項）
 - ・「令和2年度に限り、保育料（加算分）の納付については、第6条第3項の規定にかかわらず、適用しない。」
 - 【参考】
 - ・第6条第3項
「8月において、児童クラブを利用する児童の保護者は、前2項の保育料（基本分）に併せて別表第2に定める保育料(加算分)を納付しなければならない。」
 - ・夏季休業中の授業日
令和2年7月21日（火） ～ 令和2年7月31日（金）
令和2年8月17日（月） ～ 令和2年8月31日（月）

3. 施行日等

公布の日から施行し、令和2年4月16日から適用する。

*令和2年4月16日から児童クラブの利用自粛を要請

○山陽小野田市児童クラブ条例

平成17年3月22日

条例第112号

改正 平成18年12月25日条例第54号

平成19年7月3日条例第24号

平成22年9月16日条例第31号

平成26年12月22日条例第30号

平成30年3月30日条例第11号

(設置)

第1条 就労等により保護者が昼間家庭にいない児童の健全な育成を図るため、放課後児童健全育成施設（以下「児童クラブ」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
山陽小野田市有帆児童クラブ	山陽小野田市新有帆町1番14号
山陽小野田市高千帆児童クラブ	山陽小野田市掃山二丁目6番17号
山陽小野田市高泊児童クラブ	山陽小野田市大字西高泊923番地
山陽小野田市小野田児童クラブ	山陽小野田市中川三丁目3番10号
山陽小野田市須恵児童クラブ	山陽小野田市大字小野田5228番地及び5258番地
山陽小野田市赤崎児童クラブ	山陽小野田市大字小野田4402番地
山陽小野田市本山児童クラブ	山陽小野田市大字小野田482番地

山陽小野田市厚狭児童クラブ	山陽小野田市大字厚狭 8 9 7 番地
山陽小野田市埴生児童クラブ	山陽小野田市大字埴生 1 9 9 6 番地
山陽小野田市出合児童クラブ	山陽小野田市大字山野井 2 8 1 6 番地
山陽小野田市厚陽児童クラブ	山陽小野田市大字郡 3 4 9 2 番地
山陽小野田市津布田児童クラブ	山陽小野田市大字津布田 1 0 2 8 番地の 1

(事業)

第 3 条 児童クラブは、市長が特に認める場合を除き、市内の小学校に在学する児童で、保護者が就労等により昼間家庭にいないものに適切な遊び及び生活の場を与えるものとする。

(事業の委託)

第 4 条 市長は、児童クラブの事業を適切に実施することができると思われる社会福祉法人等に、当該事業を委託することができる。

(保育日及び保育時間)

第 5 条 児童クラブは、次に掲げる日を除き、毎日保育を行うものとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 1 月 2 日、同月 3 日及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日まで
- (4) 8 月 1 4 日から同月 1 6 日まで
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が保育を行うのが適当でないと認める日

2 保育時間は、次のとおりとする。

- (1) 小学校が授業を行う日 授業終了時から午後 5 時まで
- (2) 小学校が授業を行わない日 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

3 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める者は、保育時間を、小学校

が授業を行う日においては授業終了時から午後6時まで、小学校が授業を行わない日においては午前8時から午後6時まで延長することができる。

(保育料)

第6条 保育料（基本分）は、別表第1に定めるとおりとする。

2 月の途中に入所又は退所をした場合におけるその月分の保育料（基本分）は、前項の規定にかかわらず、別表第1に定める保育料（基本分）を日割により計算した額とする。

3 8月において、児童クラブを利用する児童の保護者は、前2項の保育料（基本分）に併せて別表第2に定める保育料（加算分）を納付しなければならない。

4 保護者は、第1項及び第2項に規定する保育料（基本分）を毎月末日までに、前項に規定する保育料（加算分）を8月末日までに納付しなければならない。

(保育料の減免)

第7条 市長は、災害その他特別の理由により必要があると認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の小野田市児童クラブ条例（平成12年小野田市条例第9号）又は山陽町放課後児童対策事業児童クラブ実施要綱（平成7年山陽町要綱）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日から平成17年3月31日までの間は、平成17年3月21日における山陽町に属する区域にある児童クラブについては、合併前の要綱の例による。

附 則（平成18年12月25日条例第54号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年7月3日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の山陽小野田市児童クラブ条例の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成22年9月16日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月22日条例第30号）

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日条例第11号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

別表第1（第6条関係）

世帯の区分	保育料（基本分）
生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯	無料
前年度市町村民税非課税世帯	無料
その他の世帯	児童1人につき 3,000円 ただし、同時に同一世帯の児童を2人以上保育するときは、年齢の最も高い児童以外の児童については、1人につき 1,500円とする。

別表第2（第6条関係）

世帯の区分	保育料（加算分）
生活保護法の規定による被保護世帯	無料

前年度市町村民税非課税世帯	児童1人につき 500円
その他の世帯	児童1人につき 1,000円

ただし、同時に同一世帯の児童を2人以上保育するときは、年齢の最も高い児童以外の児童については、無料とする。

閉会中の継続調査事項について

委員会名	調査事項	調査期間
民生福祉常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険及び国民年金に関すること。 ・介護保険に関すること。 ・在宅介護者支援に関すること。 ・保健衛生に関すること。 ・保育所に関すること。 ・病院経営に関すること。 ・地域医療に関すること。 ・在宅医療介護連携に関すること。 ・人権・男女共同参画に関すること。 ・火葬場に関すること。 ・空き家等の適正管理及び利活用に関すること。 ・子育て支援に関すること。 ・障害者・高齢者福祉に関すること。 ・環境衛生に関すること。 ・社会福祉に関すること。 ・市民活動に関すること。 ・急患診療に関すること。 ・証明書コンビニ交付に関すること。 ・マイナンバーカードに関すること。 ・成年後見制度の利用促進に関すること。 	令和2年9月定例会前日まで継続して閉会中調査する。